

令和元年度自動車点検整備推進運動における大型 自動車の重点点検の実施について(協力依頼)

国土交通省

国土交通省では、「自動車点検整備推進運動」の一環として、毎年、大型自動車の重点点検の実施についてご協力をいただいています。

つきましては、下記の重点点検実施対象事業者に該当される事業者は、重点点検を実施するとともに、重点点検報告書を作成し、岡山県トラック協会まで、報告をお願いします。

記

1. 重点点検実施対象事業者

岡山県内の営業所における事業用大型貨物自動車の保有車両数が50両以上(被けん引車を含む。)の事業者

2. 重点点検期間

令和元年9月1日(日)から11月30日(土)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)

3. 実施方法

重点点検期間中に定期点検(3ヶ月又は12ヶ月点検)を行う大型自動車について、(別表)の重点項目を特に留意して点検し、その点検結果について別紙1「重点点検報告様式」に記入し、12月5日(木)までに岡山県トラック協会宛にFAX(086-234-5600)にて報告して下さい。

重点点検期間中の該当月に定期点検を実施した大型車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として報告様式に記入し、報告して下さい。

(別表) 重点点検項目

点検時期			
点検箇所		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ナットの損傷
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左